

富山市地域生活応援団設立支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という）第24条の規定に基づき、富山市地域生活応援団設立支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市長は、地域住民の日常的な買い物の不便さを解消するため、地域住民等の非商業者が商業者と地域生活応援団（以下、「団体」という）を設立し、富山市の区域において買い物代行サービス事業を実施するとき、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業の内容、期間及び補助対象経費並びにこれに対する補助率及び限度額は、別表に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は補助対象事業としない。

- (1) 既存の特定団体・会員に限られた範囲を対象とする事業
- (2) 特定の商業施設等の宣伝を目的とする事業
- (3) 他の市費助成を受けている事業

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、次に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 事業実施地域の住民又は住民グループ、及び特定非営利活動法人・ボランティア団体等の非商業者（以下「住民等」という）が、商店街・商工団体・小売業者・サービス業者等の商業者と設立する団体であること
- (2) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立しており、自ら経理し監査するなど 経理体制が明確になっていること
- (3) 住民等が、団体の代表者であること
- (4) 団体の所在地が、事業実施地域であること

(定義)

第5条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 買い物代行サービス 団体の構成員が、利用者に代わって団体に加入する店舗の商品を購入し、利用者の自宅若しくは事業実施地域内の利用者が指定する場所に購入した物品を配達する対価として、手数料を徴するサービス
- (2) 団体の構成員 団体を設立する個人、グループ、法人、並びにグループ又は法人に属し当該事業の運営に携わる者として指定された者をいう
- (3) 事業実施地域 買い物代行サービスを提供する地域

(交付申請)

第6条 規則第4条第1項に規定する補助金交付申請書に添付する書類は、次の各号の掲げるものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 実施事業にかかる最短5年間の、事業計画と収支予測
- (4) 団体の規約・定款、組織図及びその役割
- (5) 団体の役員、構成員名簿
- (6) 買い物代行サービス実施時における各構成員の役割
- (7) 買い物代行サービス事業を実施する地域図
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定の通知)

第7条 規則第5条第1項に規定する通知は、富山市地域生活応援団設立支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(状況報告)

第8条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じ期限を定め補助事業の状況報告を求めることができる。

(事業計画の変更等の承認申請)

第9条 規則第11条第1項の規定により事業計画の変更等の承認を受けようとする者は、富山市地域生活応援団設立支援事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）により申請しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第10条 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業実績書（様式第5号）
- (2) 収支決算書（様式第6号）
- (3) 支出を証明する書類
- (4) 購入した物品等の写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
(補助金の額の確定)

第11条 規則第13条に規定する通知は、富山市地域生活応援団設立支援事業補助金額確定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、当該事業を完了した後において交付する。ただし、補助対象事業者から申し出があり、市長が必要と認めるときは、補助事業完了前に補助金の一部を交付することができる。

(事業者の責務)

第13条 補助事業者は、補助事業にかかる収支の状況を明らかにした帳簿又は証拠書類を整備し、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 団体は、補助事業年度中及び補助年度終了後5年の間、事業の実施状況について毎年度末に報告しなければならない。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

第14条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号の一つに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要綱の規定に反したとき。
 - (2) 補助金の交付の決定の条件に反したとき。
 - (3) 要綱第6条及び第10条に規定する、書類及び資料に虚偽の記載をしたとき。
- (細則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業名	事業の内容	補助事業期間	対象経費	補助率 及び限度額
地域生活応援団設立支援事業	地域住民の日常的な買い物の不便さを解消するために、富山市域内で市民等の非商業者が、商業者と共同・連携し、最短5年間継続して行うことが見込まれる、買い物代行サービス事業	交付決定日の翌日から起算し、3カ月以内とする。 ただし、補助金の交付申請日が属する年度末を限度とする。	事業開始時に必要な初期投資費用 1 消耗品費 2 広告費 3 備品購入費（車両等含む）	一事業につき、補助率は対象経費の50%以内、100万円を限度とする。 ＊1000円に満たない端数は切り捨てる。